

# 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱

## 第1 目 的

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

## 第3 対象患者

特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

## 第4 実施方法

- 1 都道府県は、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究を行うに適切な訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は訪問看護を行うその他の医療機関(以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。)に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。
- 2 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は老人訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき3回目以降(ただし、特別な事情がある場合にはこの限りではない。)の訪問看護について、患者1人当たり年間260回を限度として、次により支払うものとする。

医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円

訪問看護ステーションが行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき8,000円

訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円

その他の医療機関が行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円

その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円

## 第5 治療研究の期間

治療研究の期間は、同一患者につき1カ年を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

## 第6 特定疾患対策協議会との関係

各都道府県に設置される特定疾患対策協議会は、都道府県知事からの要請に基づき、この研究事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。

## 第7 実施手続

この研究事業を実施するに当たって必要な事務手続については、関係医師会等と十分協議のうえ定めるものとする。

## 第8 関係者の留意事項

患者等に与える精神的影響と、その症状に及ぼす影響を考慮して、治療研究によって知り得た事実の取り扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報(個人情報)の取り扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

## 第9 報 告

都道府県知事は、本事業を委託した訪問看護ステーション等医療機関に対し、毎月、研究報告書の提出を求め、その写しを厚生労働省に送付するものとする。

## 第10 国の補助

国は、予算の範囲内において、各都道府県がこの治療研究事業のために支出した費用に対し、その2分の1を補助するものとする。